



リバウンド防止期間 における 県の取組について (案)

Kanagawa Prefectural Government

リバウンド防止期間における一都三県共同取組(案)

令和3年3月24日

リバウンド防止期間			
事業者向け	4月1日～4月21日		
	県民・都民向け	●不要不急の外出自粛の要請	
	飲食店等	●営業時間の短縮要請 【時間】21時まで(酒類の提供は11時から20時まで) 【区域】県内・都内全域 【協力金】4万円／日(一律) ●ガイドライン遵守の要請	
	遊興施設等	●時短等の働きかけ(21時まで) ●ガイドライン遵守の要請	感染状況や 医療提供体制等を 踏まえ、別途調整
	イベント開催	●開催制限の要請 ※4月18日まで(19日以降は欄外に記載) 【収容率】大声無:100%以内／大声有:50%以内 (大声無)クラシック音楽、演劇等　(大声有)ロックコンサート、スポーツイベント等 【上限人数】5,000人又は収容定員50%以内(≤10,000人) のいずれか大きいほう ※収容率、上限人数のいずれか小さいほう ●時短等の働きかけ(21時まで)、ガイドライン遵守の要請 ※4月18日まで	

※期間については、4月21日を基本に、感染状況を踏まえ、運用を適切に判断

※4月19日以降のイベント開催制限については、当面の間、以下の収容率・上限人数のいずれか小さいほうとする。

【収容率】大声無:100%以内／大声有:50%以内　【上限人数】5,000人又は収容定員50%以内 のいずれか大きいほう
(大声無)クラシック音楽、演劇等　(大声有)ロックコンサート、スポーツイベント等

リバウンド防止対策の考え方

1都3県連携して、4月21日までの間を
「リバウンド防止期間」として措置を継続する

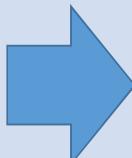
ただし、感染状況により、
前倒しで措置を終了する場合もあり得る

4月22日以降については
感染状況等を踏まえて別途調整する

県民への要請

	現在(3月22日～31日)	4月1日～21日
外出自粛要請	<p>1 生活に必要な場合を除く、日中を含めた外出自粛要請 特に、21時以降の外出自粛要請 (法24条9項)</p> <p>2 娯楽や式典の後の会食を控えるとともに、昼間のランチもデリバリー・テイクアウトを活用するなど、人との接触機会を減らす取組の働きかけ</p> <p>3 卒業旅行や謝恩会についても控えるよう働きかけ</p> <p>4 「マスク飲食」、「個食」、「黙食」の実践の働きかけ</p>	  <p>継続</p>

事業者への要請

	現在(3月22日～31日)	4月1日～21日
飲食店等	<ul style="list-style-type: none"> 1 全県域で、5時～21時(酒類提供は11時から20時)までの時短要請(法24条9項) 2 業種別ガイドラインの遵守(法24条9項) 3 協力金支給要件に「感染防止対策取組書」「マスク飲食」 4 デリバリー・テイクアウトによる営業強化 5 店舗におけるアクリル板の設置などの飛沫対策 	 継続
遊興施設等	<ul style="list-style-type: none"> 1 全県域で、5時～21時(酒類提供は11時から20時)までの時短の働きかけ(法によらない働きかけ) 2 業種別ガイドラインの遵守の働きかけ(法によらない働きかけ) 	 継続

Kanagawa Prefectural Government

4

事業者への要請

	現在(3月22日～31日)	4月1日～21日
イベント	<ul style="list-style-type: none"> 1 開催制限 【収容率】 大声無:100%/大声有:50%以内 【上限人数】 5,000人以下又は定員50%以内の大きい方 (上限10,000人) ※ ただし、収容率もしくは人数の小さい方で開催 2 時短の働きかけ(21時まで) 	 継続 <p>※ 「上限10,000人」は4月19日以降撤廃 「時短の働きかけ」は4月18日まで</p>
テレワーク等	<ul style="list-style-type: none"> 1 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向けて、テレワークやローテーション勤務の働きかけ 2 業務継続に必要な場合を除く、21時以降の勤務抑制 	 継続

Kanagawa Prefectural Government

5

大学や学校への要請

	現在(3月22日～31日)	4月1日～21日
学生、生徒への呼びかけ	基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛	 繼続
感染防止措置の実施	感染防止のための所要の措置の実施	
集団行動における対策	寮生活、クラブ・部活動などにおける感染防止対策の徹底	

県機関の取組

	現在(3月22日～31日)	4月1日～21日
人との接触機会を低減する取組	テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤等の実施	 繼續
県民利用施設の扱い	原則休館 (個々の施設の実情に応じて適切な対応)	